

杉戸町告示第162号

杉戸町剪定枝粉碎機貸出事業実施要綱を次のように定める。

令和3年6月30日

杉戸町長 古 谷 松 雄

杉戸町剪定枝粉碎機貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、剪定枝粉碎機（以下「粉碎機」という。）を貸出し、杉戸町内の庭木等の剪定で発生する枝葉（以下「剪定枝葉」という。）の有効活用を促進し、もって廃棄物の減量及び資源化を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 粉碎機の貸出しを受けることができる者は、杉戸町内から発生した剪定枝葉を自ら処理しようとする者で、次に掲げる個人又は団体（以下「町民等」という。）とする。

- (1) 杉戸町内に住所を有し、かつ、居住する者
- (2) 杉戸町内を本拠として活動する自治会、町内会、PTA、子ども会、老人クラブ等、営利を目的としない団体
- (3) 杉戸町内に所在する幼稚園、保育園、小学校、中学校及び高等学校
- (4) その他町長が適当と認める者

(貸出期間)

第3条 粉碎機の貸出期間は、貸出日及び返却日を含め連続した8日以内とする。ただし、返却日が杉戸町の休日を定める条例（平成元年杉戸町条例第13号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日等でない日を返却日とする。

2 前項の規定に関わらず、貸出しを受けた者（以下「利用者」という。）が前条の要件を満たさなくなった場合は、速やかに粉碎機を返却しなければならない。

(申請)

第4条 粉碎機の貸出しを受けようとする者（以下次項において「申請者」という。）は、剪定枝粉碎機借用申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請にあたり、申請者は、町民等であることが確認できる書類を提示しなければならない。

(貸出等)

第5条 町長は前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、粉碎機を貸し出すものとする。

2 粉碎機の貸出しは、利用者に対し、環境課の窓口において直接引き渡す方法とする。

(貸出料)

第6条 粉碎機の貸出料は、無料とする。ただし、粉碎機の使用及び運搬に関する経費は、利用者の負担とする。

(遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 粉砕機により粉砕した剪定枝葉は、たい肥又は雑草の発生抑制等として有効利用し、環境課が収集する可燃ごみとして排出しないこと。
- (2) 粉砕機を使用する際は、騒音及び剪定枝葉の散乱防止等に十分配慮すること。
- (3) 粉砕機を剪定枝葉の処理以外の目的に使用しないこと。
- (4) 粉砕機の形状を変え、又は改造しないこと。
- (5) 粉砕機に異常が生じた場合は、環境課に報告し、その指示に従うこと。
- (6) 粉砕機を他に譲渡、転貸又は担保しないこと。
- (7) 粉砕機を営利目的に利用しないこと。
- (8) 粉砕機の処理能力を超えて使用しないこと。

(貸出しの中止)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、粉砕機の貸出しを中止し、返却させることができる。

- (1) 利用者が前条各号に掲げる遵守事項に違反したとき。
- (2) 公益上又は管理上特に必要があると認めたとき。

(返却方法)

第9条 粉砕機の返却は、利用者が返却日に環境課へ運搬し、引き渡す方法とする。

2 利用者は、粉砕機を返却しようとするときは、貸出しを受けたときと同じ状態で返却するものとする。

(損害賠償)

第10条 利用者は、貸出しを受けた粉砕機を破損し、汚損し、又は紛失したときは、利用者の負担において修理し、又はその相当額をもって賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると町長が認めたときは、この限りでない。

2 利用者が、貸出しを受けた粉砕機の使用により、当該利用者又は第三者に損害を生じさせたときは、当該利用者がその損害の賠償の責を負うものとし、町はその責めを負わないものとする。

(使用実績報告書)

第11条 利用者は、粉砕機を返却するときに、剪定枝粉砕機使用実績報告書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

剪定枝粉砕機使用にあたっての遵守事項

1. ゴーグル、ごみ手袋（グローブ）を必ず身につけてから、剪定枝粉砕機（以下「粉砕機」という。）を使用してください。
※軍手の使用は禁止（枝に絡まって引込まれる場合があります。）。
2. 粉砕しようとする剪定枝は、杉戸町内の家庭や管理組合等の団体が管理する敷地内から発生するものに限ります。事業所等から発生するものや、事業として請け負ったものについては、使用できません。
3. 粉砕機に投入できる木の太さは、最大直径で 30 mmまでです。処理能力を超えた太さの木や、竹、ツル、堅い木等は、故障の原因になります。また、うるし等用途に適さない木には使用しないでください。
4. 粉砕機を使用する際は、騒音の防止、剪定枝の散乱防止等、周辺環境に十分配慮してください。
5. 作業中は、粉砕機の前後に立たないでください。枝を入れるときは、粉砕機の横に立って投入してください。枝が詰まったときは、取扱説明書の手順に沿って枝を取り出してください。
6. 粉砕チップは、資源化を図ることを目的としていますので、町のごみ収集に出さないでください。
7. 粉砕機を第三者に転貸しないでください。
8. 利用者が粉砕機を使用するにあたり、使用上の不注意その他自己の責めに帰すべき事由により事故が生じた場合は、利用者自らの責任においてこれを解決するものとし、町は当該事故による損害賠償を一切負いません。
9. 利用者の責めに帰すべき事由により粉砕機を損傷し、又は滅失した時は、これを修理し、又はその損害を賠償していただきます。
10. 粉砕機に故障等の異常がある場合は、すぐに使用を中止し、杉戸町環境課に報告し、その指示に従ってください。

年 月 日

杉戸町長 あて

(利用者)

住所 杉戸町

氏名

※団体にあつては、名称及び担当者氏名を記入
電話

剪定枝粉碎機使用実績報告書

剪定枝粉碎機を下記のとおり使用しましたので報告します。

- 1 使用期間 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
- 2 粉碎した量 約 k g
- 3 故障・異常の有無 あり ・ なし
※「あり」の場合は不具合の内容
()
- 4 粉碎後の利用（いずれかに○を付けてください）
ア．発酵させて堆肥化する イ．雑草の抑制に使う
ウ．土壌の乾燥抑制に使う エ．砂塵等の防止に使う
オ．その他()